

別表第1（第4条関係）

支給費目	支給対象内容		
学校給食費	学校給食に係る経費		
通学費	通学に係る交通費（公共交通機関を利用する場合に限る）		
修学旅行費	児童生徒が、小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行の経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。		
校外活動参加費 （宿泊なし）	児童生徒が、学校行事として実施される校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる活動（修学旅行及び校外活動（宿泊あり）を除く。）に参加するために要する経費のうち、校外活動に直接必要な交通費及び見学料の額とする。		
校外活動参加費 （宿泊あり）	児童生徒が、学校行事として実施される宿泊を伴う校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる活動（修学旅行を除く。）に参加するために要する経費のうち、校外活動に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とし、補助の対象とする実施回数は、学年を通じて1回とする。		
学用品・通学用品 購入費	児童生徒が、通常必要とする学用品の購入費の額		
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	新たに入学する児童生徒が、通常必要とする新入学に当たっての学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等）の購入費の額とする。		
体育実技用具費	小学校又は中学校の体育授業の実施に必要な体育実技用具（柔道着、スキー用具（下記のとおり）、スケート靴）で、当該授業を受ける児童生徒が対象となり、小学校は第1学年及び第4学年にスキー用具又はスケート靴、中学校は第1学年に柔道着、スキー用具又はスケート靴の購入費の額。ただし、防寒用具（ウエアー、手袋、帽子等）は含まない。		
		区 分	対 象 用 具
	小 学 校	スキー	スキー板、スキー靴、ストック、金具
		スケート	スケート靴
	中 学 校	柔道	柔道着
スキー		スキー板、スキー靴、ストック、金具	
	スケート	スケート靴	
拡大教材費	弱視の児童又は生徒について、校長が必要と認めた授業において、附則9条教科用図書として採択された拡大教科書とは別に副教材として使用する拡大教材の購入費（拡大教材費）		
オンライン学習通信費	<u>学校が、教育課程に位置付けられる教育・教材と同等として採用したオンライン学習において、保護者等が負担する通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用も含む）。</u>		